○障がい者マーク一覧

障がい者マーク	内　容	問い合わせ先
身体障害者標識 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が、その障がいが自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときに、運転する車に表示する標識です。 やむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられます。	警察署・交通課又は最寄りの交通安全協会
聴覚障害者標識 	聴覚障がい者であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示を道路交通法により義務付けられている標識です。 身体障害者標識と同じく、やむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられます。	警察署・交通課又は最寄りの交通安全協会
障がい者のための 国際シンボルマーク 	国際リハビリテーション協会によって障がい者が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークとして採択決定されたものです。 個人の車に表示することは、国際シンボルマーク本来の主旨とは異なります。 個人の車に表示した場合、障がいを持つ方が乗っていることを周囲にお知らせすることはできますが、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 TEL 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523
盲人のための 国際シンボルマーク 	視覚障がい者を示す世界共通のシンボルマークです。 このマークは視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物や設備、機器などに付けられています。 横断歩道で、このマークが付いた歩行者用信号ボタンのある信号機は、視覚障がい者が安全に渡れるよう信号時間が長め又は、音楽が流れるように調整されています。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 TEL 03-5291-7885
耳マーク 	耳が聞こえにくいことを表すシンボルマークです。 目の不自由な方の「白い杖」や「くるま椅子マーク」などと同様に耳が不自由ですという自己表示が必要ということで考案されたものが耳マークです。 聞こえない方々の存在と立場を社会一般に認知してもらい、コミュニケーションの配慮などの理解を求めていくためのシンボルです。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046
ほじょ犬マーク 	他人に吠えないなど補助犬としての能力を認定された身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）が、公共の施設や交通機関、民間施設（デパートやホテルなど）でも同伴できることを知っていただくためのマークです。 補助犬はペットではありません。障がい者の体の一部となって働いています。	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課自立支援振興室 TEL 03-5253-1111(代) FAX 03-3503-1237

障がい者マーク	内　容	問い合わせ先
オストメイトマーク 	人工肛門や人工膀胱を使用している方（オストメイト）のための設備があることや、オストメイト対応トイレの入口、案内誘導プレートに表示されています。	公益社団法人 日本オストミー協会 TEL 03-5670-7681 FAX 03-5670-7682
ハート・プラスマーク 	身体内部（心臓、呼吸機能、腎臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）に障がいのある方は、長時間立っていることがつらいなど、日常生活に大きな支障がある方も多く、電車内で優先席を利用することもあります。ただ、外見から分かりにくいため様々な誤解を受けることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障がいについて理解し、携帯電話の使用を控え、公共交通機関での優先席の利用などに配慮をお願いします。	特定非営利活動法人 ハート･プラスの会 TEL 080-4824-9928 E メール info@heartplus.org
障害者雇用支援マーク 	公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障がい者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。 障害者雇用支援マークが企業側と障がい者の橋渡しになってほしいという願いが込められています。	公益財団法人 ソーシャルサービス協会 IT センター TEL 052-218-2154 FAX 052-218-2155
ヘルプマーク 	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう、作成したマークです。 街中や公共交通機関など生活の様々な場所で、周囲からの配慮を必要としている方がいます。 ヘルプマークを身に付けた方を見かけた場合は、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。 障がい福祉課で配布しています。	京都府 障害者支援課 TEL 414-4598 FAX 414-4597
白杖ＳＯＳシグナル 	白杖を頭上 50ｃｍ程度に掲げてＳＯＳのシグナルを示している視覚に障がいのある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖ＳＯＳシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるＳＯＳのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。 ※駅のホームや路上などで視覚に障がいのある方が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりＳＯＳのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。	岐阜市 福祉部福祉事務所障がい福祉課 TEL 058-214-2138 FAX 058-265-7613